

綾瀬市C S R経営表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に所在する中小企業の振興と発展に寄与するとともに、本市産業の持続可能な振興と発展に資することを目的として、良好な財務経営と継続的且つ積極的なC S R（企業の社会的責任）活動の両立を図り、地域・社会に根付いた経営を行っている市内中小企業を表彰することについて必要な事項を定めるものとする。

(表彰対象の範囲)

第2条 表彰の対象は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号から第4号に規定する中小企業の事業所で、農林漁業を除くすべての業種とする。ただし、資本金の2分の1以上を大企業が所有している、又は、役員のうち2分の1以上を大企業が占めている中小企業は除く。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

(1) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号から第5号の規定に該当する者

(2) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中の者

(3) 市の入札参加停止の措置を受けているもの又は綾瀬市入札参加資格者資格停止要綱に該当する行為を行ったもの又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る）を受けている者

(4) 次のいずれかに該当する事業を営む者

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要する事業

イ フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業

ウ 公序良俗に反する事業及び社会通念上不適切であると認められる事業

エ その他市長が適当でないと認める事業

(表彰対象の資格)

第3条 市内で同一事業を3年以上継続して実施し、公害の発生の有無及び市税を滞納なく支払っている中小企業の事業所のうち、財務指標及びC S R指標を満たしていなければならない。

2 財務指標は、技術・製品・サービス・設備等における優位性により、次の各号を

指標とする財務状況が良好でなければならない。

- (1) 生産性
- (2) 収益性
- (3) 健全性
- (4) 成長性

3 C S R指標は、次に掲げるいずれかの部門で、別表第1に例示する取組内容等において、他の中小企業の模範となるような特筆すべきC S R活動を3年以上継続して実施しているとともに、当該活動が客観的に確認又は証明でき、且つ「人権・労働貢献部門」については、別表第2に掲げる取組内容に該当する場合は、それぞれの要件を満たしていなければならない。

- (1) 環境貢献部門
 - (2) 地域・社会貢献部門
 - (3) 人権・労働貢献部門
- (募集の方法)

第4条 被表彰事業所の募集は公募により行うものとする。

(応募の方法)

第5条 表彰に応募しようとする事業所は、次に掲げる書類及び別に定めるC S R経営活動調書を市長が定める期日までに提出するものとする。ただし、申請は一事業所につき一部門とする。

- (1) 綾瀬市C S R経営表彰申請書（第1号様式）
- (2) C S R経営活動の概要（第2号様式）
- (3) 反社会的勢力に係る誓約書（第3号様式）
- (4) 役員等一覧表（第4号様式）
- (5) 過去3年分の決算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(過去受賞事業所の再表彰)

第6条 この要綱に定める表彰を受賞した事業所については、過去に受賞した部門と異なる場合は、再度表彰に応募することができる。

(審査)

第7条 市長は、第5条の申請を審査するため審査会を設置し、その意見を聞いて被表彰事業所を決定するものとする。

2 前項の審査会の運営等については、市長が別に定める。

(表彰の基準日)

第8条 第3条に定める基準日は、毎年4月1日とする。

(表彰の方法)

第9条 表彰は、表彰状を授与して行う。この場合において、記念品等を贈ることができる。

(表彰の時期)

第10条 表彰は、毎年1回行うものとする。この場合において、時期は別に定める。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(被表彰者名簿)

第11条 表彰を行ったときは、綾瀬市CSR経営被表彰事業所名簿（第5号様式）に必要事項を記載し、これを保存する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

部 門	取組内容（例示）
環境貢献	・環境負荷の低減・浄化対策 ・環境に配慮した事業や製品・サービスの提供 ・地球環境・生物多様性、自然生息地保全等に貢献する活動 ・資源の再利用・再資源化 ・エコ推進活動・エコ製品製造 など
地域・社会貢献	・地域におけるボランティア活動 ・地域社会の課題解決に貢献する活動 ・地域住民・児童を対象とした啓発・教育活動 ・地域文化の保護・振興に貢献する活動 ・地域の健康水準の向上に貢献する活動 ・コミュニティを対象とした事業 など
人権・労働貢献	・育児休業、子の看護休暇制度等の導入 ・ワークライフバランス（※ 2）に配慮した制度の推進 ・男女ともに働きやすい職場環境の整備 ・労働時間の短縮 ・障害者の雇用促進（法定雇用率を超えた雇用） ・高齢者（65 歳以上）の雇用促進 ・若者（35 歳未満）の正規雇用の促進 など

（※ 2）仕事と生活の調和のことで、やりがいや充実感を持ちながら働いて仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいて、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

別表第2（第3条関係）

「人権・労働貢献」部門における取り組みとその要件	
取組内容	要 件
1 育児休業、子の看護 休暇制度等の導入	法定基準以上の育児休業、子の看護休暇等の制度を規定し、且つ、実際に利用されていること。
2 ワークライフバラン スに配慮した制度の 推進	仕事と生活の調和（ワークライフバランス）に配慮した働き方ができる制度を規定し、且つ、実際に利用されていること。
3 男女ともに働きやす い職場環境の整備	仕事と家庭の両立を支援している規定等があり、男女ともに働きやすい職場環境づくりを積極的に進めていること。
4 労働時間の短縮	業務内容や業務体制の見直しによって生産性を向上させ、従業員一人あたりの年間労働時間の短縮を図るための目標や計画を有し、それらを実現しながら生産性の向上が図られていること。
5 障害者の雇用促進	障害のある人の雇用促進のため、法定雇用率（障害者の雇用の促進等に関する法律）を超えて雇用し、且つ、雇用条件・職場環境の整備をしていること。ただし、特例子会社（障害者の雇用の促進等に関する法律）の事業所については、当該親会社の事業所とみなし、法定雇用率を適応する。
6 高齢者（65歳以 上）の雇用促進	高齢者（65歳以上）を、新規又は再登用にかかわらず、計画的に高齢者を雇用する制度等を有し、相当数雇用していること。
7 若者（35歳未満） の正規雇用の促進	若者（35歳未満）の正規雇用を促進し、且つ、職場に定着するための社内教育・キャリアアップ制度などの人材育成を推進し、雇用条件・職場環境の整備をしていること。

第 1 号様式（第 5 条関係）

綾瀬市 C S R 経営表彰申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所在地又は住所
事業所名
代表者職氏名

印

綾瀬市 C S R 経営表彰要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請します。
なお、審査にあたり、市税の納付状況を確認することについて同意します。

事業所名		会社組織	個人・法人
所 在 地		TEL	FAX
HP アドレス			
E-mail			
(ふりかな) 代表者名		(ふりがな) 担当者	
本社所在地		TEL	FAX
創業年月日	設立年月日	綾瀬市内創業年月日	資本金
年 月 日	年 月 日	年 月 日	万円

業種（全て記載）	
取扱品目（全て記載）	
許認可等の種類（全て記載）	
会社概要がわかるパンフレット等の添付	有 ・ 無

	綾瀬市内事業所（従業員）			全社（全従業員数）		
従業員内訳	男	女	合計	男	女	合計
常 勤	人	人	人	人	人	人
短時間	人	人	人	人	人	人
合 計	人	人	人	人	人	人

1 貴社のCSR経営についての考え方・方針

※貴社のCSR経営に対する理念・方針・目標等の明文化されていることや、CSR経営をどのような形で全従業員に周知徹底されているか等についてご記入ください。会社内外でCSRに関する学習会・講演会等を開催または参加された実績がある場合は、その内容についても記入してください。

2 CSR活動に関する経緯

活動開始年	活動内容

3 貴社の業況

※地域・業界との関連も含めた経営状況を記入してください。

4 貴社の製品・技術・設備等の優位性

--

5 貴社の製品・技術・設備等の優位性による財務状況

(1) 生産性

--

(2) 収益性

--

(3) 健全性

--

(4) 成長性

--

第2号様式（第5条関係）

C S R 経営活動の概要

1 活動部門	(1) 環境貢献 (2) 地域・社会貢献 (3) 人権・労働貢献
2 活動開始時期	年 月 ～
3 活動目的	
4 活動内容・実績	※行動計画等を作成のうえ活動されている場合は、行動計画の実績についても記入してください。また、活動における費用・労力(人・時間)の負担がある場合は記入してください。 ※「人権・労働」分野において、職場環境への配慮や優遇措置、社内教育・キャリアアップ制度等の人材育成の取り組みを実施している場合は、その内容について記入してください。
5 活動による自社の経済効果	※活動によって、売上・利益・事業拡張(進出)への効果が見られた場合は、その内容についても記入してください。
6 活動による従業員の意識改革について	※活動によって、従業員に現れた効果・職場環境の変化・従業員からの声等について記入してください。
7 活動するうえでの課題	※活動によって、従業員に現れた効果・職場環境の変化・従業員からの声等について記入してください。
8 今後の方針・目標	

※当該活動を確認できる写真・報告書・HP掲載・団体等からの表彰状・新聞等のマスコミで取り上げられた記事・活動の規定などの写しを添付してください。 [有 ・ 無]

※当該活動が「製品」の場合、その詳細がわかるパンフレットや資料を添付してください。

[有 ・ 無]

第3号様式（第5条関係）

反社会的勢力に係る誓約書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住所又は所在地

申請者 称号又は名称

代表者役職名・氏名

印

電話番号

当社、当社の役員又は役員に準ずる者、主な株主及び主な取引先（以下「当社グループ」という。）が綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号から第5号に規定（以下「反社会的勢力」という。）する事実、反社会的勢力が当社グループの経営活動に関与している事実、当社グループ及び関係者が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び当社グループ及び関係者が意図して反社会的勢力と交流を持っている事実などは当社の把握する限りありません。

したがって、当社グループ及び関係者と反社会的勢力とは一切関係がないことを、当社の把握する限りにおいてここに誓約するとともに、該当の有無を確認するため、神奈川県警察本部長に対し、照会を行うことについて同意いたします。

また、新聞報道その他により当社グループ及び関係者と反社会的勢力との関係について当社が新たに情報を得た場合には、直ちにその旨及びその内容を貴殿に報告するとともに、可能な限り速やかに当該情報に係る事実関係を把握・確認し、市長に報告いたします。

以上について重大な違反事実が判明した場合には、それに関して市長が行う一切の措置について異議ありません。

以 上

第 4 号様式（第 5 条関係）

役員等一覧表

年 月 日現在

（宛先）綾瀬市長

住所又は所在地

申請者 名 称

氏名又は代表者名 印

電 話 番 号

役職名	氏名（フリガナ）	生年月日	住 所

- ※ この名簿には、法人の場合は登記簿謄本の「役員に関する事項」に記載されている役員（事業協同組合の場合は理事）を全員記入してください。また、契約の締結に関して営業所等に権限が委任されている場合には、その委任を受けている営業所等の代表者も記入してください。
- 個人の場合については、個人事業主を記入してください。
- ※ 同内容の記載があれば別の書式でもかまいません。なお、欄不足の場合は適宜追加をお願いします。
- ※ この名簿により欠格事項の該当の有無を確認するため神奈川県警察本部長に対し照会させていただく場合がありますので御了承ください。

第5号様式（第11条関係）

綾瀬市CSR経営被表彰事業所名簿

[illegible]